

S M A Mベトナム株式ファンド

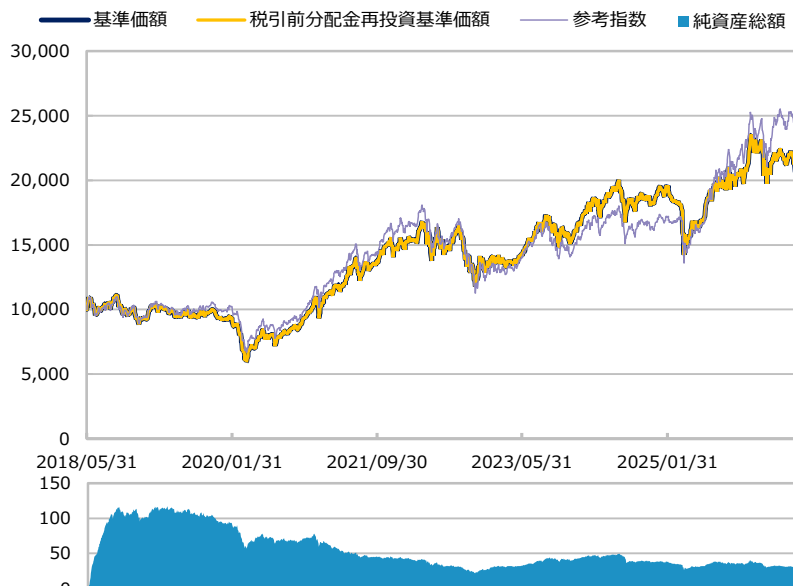
追加型投信／海外／株式

作成基準日：2026年07月31日

ファンド設定日：2018年06月01日

日経新聞掲載名：S M A Mベ株

基準価額・純資産総額の推移（円・億円）



- グラフは過去の実績を示したものであり将来の成果をお約束するものではありません。
 - 基準価額は信託報酬控除後です。信託報酬は後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 - 参考指数は、ベトナムV Nインデックス（円換算ベース）です。ファンド設定日前日を10,000とした指数を使用しています。
- 詳細は後述の「ベンチマークまたは参考指数に関する注意事項」をご覧ください。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月比
基準価額（円）	20,599	-1,493
純資産総額（百万円）	2,908	-247

■ 基準価額は10,000口当たりの金額です。

騰落率（税引前分配金再投資）（％）

	基準日	ファンド	参考指数
1カ月	2026/06/30	-6.8	-6.9
3カ月	2026/04/30	-6.1	-5.5
6カ月	2026/01/30	-8.5	-0.5
1年	2025/07/31	9.9	24.1
3年	2023/07/31	27.7	48.3
設定来	2018/06/01	106.0	134.0

- ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した場合の数値です。
- ファンド購入時には購入時手数料、換金時には税金等の費用がかかる場合があります。
- 騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

最近の分配実績（税引前）（円）

期	決算日	分配金
第4期	2022/07/12	0
第5期	2023/07/12	0
第6期	2024/07/12	0
第7期	2025/07/14	0
第8期	2026/07/13	0
設定来累計		0

※ 分配金は10,000口当たりの金額です。過去の実績を示したものであり、将来の分配をお約束するものではありません。

資産構成比率（％）

	当月末	前月比
株式	94.8	-2.7
先物等	0.0	0.0
現金等	5.2	+2.7
合計	100.0	0.0

運用概況

当月末の基準価額は、20,599円（前月比-1,493円）となりました。

また、税引前分配金を再投資した場合の月間騰落率は、-6.8%となりました。

※ この資料の各グラフ・表に記載されている数値は、表示桁未満がある場合は四捨五入して表示しています。

※ この資料に記載されている構成比を示す比率は、注記がある場合を除き全てファンドの純資産総額を100%として計算した値です。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

■ 設定・運用



三井住友DSアセットマネジメント

Be Active.

S M A Mベトナム株式ファンド

追加型投信／海外／株式

作成基準日：2026年07月31日

市場動向

ベトナムVNインデックス



当月末：1,735.8 前月末：1,860.0 騰落率：-6.7%

円/ベトナムドン（円）



当月末：0.61 前月末：0.62 騰落率：-1.01%

※ Bloomberg等のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成。インデックス等は注記がある場合を除き、原則として現地通貨ベースで表示しています。

※ 為替レートは一般社団法人資産運用業協会が発表する仲値（TTM）です。100ベトナムドンあたりの数値を表示しています。

基準価額の変動要因（円）

	計	インカム	キャピタル
株式等	-1,250	+115	-1,366
先物等	0	0	0
為替	-196	-	-
分配金	0	-	-
その他	-47	-	-
合計	-1,493	+115	-1,366

※ 基準価額の月間変動額を主な要因に分解したもので概算値です。

組入上位10業種（%）

	当月末	前月比
1 銀行	32.1	-2.9
2 不動産管理・開発	20.5	+0.7
3 食品・飲料・タバコ	7.2	+0.3
4 素材	5.8	+0.6
5 エネルギー	4.3	-0.1
6 金融サービス	4.1	-0.1
7 運輸	3.9	+0.3
8 一般消費財・サービス流通・小売り	3.9	-0.0
9 資本財	3.8	+0.1
10 ソフトウェア・サービス	3.6	+0.3

※ 業種はGICS（世界産業分類基準）による分類です。

組入上位10銘柄（%）

（組入銘柄数 37）

銘柄	国・地域	業種	比率
1 ビングループ	ベトナム	不動産管理・開発	8.6
2 ビンホームズ	ベトナム	不動産管理・開発	8.0
3 ベトコムバンク	ベトナム	銀行	7.1
4 ベトインバンク	ベトナム	銀行	5.2
5 HDバンク	ベトナム	銀行	4.8
6 ミリタリー・コマーシャル	ベトナム	銀行	4.1
7 ホアファットグループ	ベトナム	素材	4.0
8 ベトナム投資開発銀行	ベトナム	銀行	3.9
9 ジェマデプト	ベトナム	運輸	3.7
10 FPT	ベトナム	ソフトウェア・サービス	3.3

※ 作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等をお約束するものではありません。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

■ 設定・運用



三井住友DSアセットマネジメント

Be Active.

S M A Mベトナム株式ファンド

追加型投信／海外／株式

作成基準日：2026年07月31日

※ このページは「ベトナム株マザーファンド」の情報を記載しています。

ファンドマネージャーコメント

＜市場動向＞

ベトナム株式市場は、下落しました。

米国株式市場は、中東情勢に対する懐疑的な見方が続くなか、前月末と比較して概ね横ばいとなりました。

ベトナム株式市場は、中東情勢を受けた原油価格上昇などを嫌気して下落しました。また、宝飾品販売会社によるダイヤモンドの密輸入および不正認証への関与などをめぐる疑惑が発生し、投資家のセンチメント（心理）が悪化したこともマイナス要因となりました。下旬には、値ごろ感や堅調な企業決算を受けて、やや反発して月末を迎えました。

ベトナムの国内経済は引き続き堅調でした。上旬には第2四半期のGDP（国内総生産）統計の発表があり、実質ベースで前年比8.39%の成長と加速しました。特に消費者の購買活動は旺盛で、上期の小売・サービス売上高は前年比12.9%増となりました。海外旅行者の増加による力強いインバウンド需要も消費を支えました。

＜運用経過＞

流動性や業績安定性などの観点から、長期保有が可能な優良銘柄を中心に組み入れています。

当月は、ベトナム大手製紙のドンハイ・ベンチェ製紙を購入しました。需給面から紙の需要はしばらくの間、高成長が期待できます。また、ITサービスのエルコム・テクノロジー・テレコミュニケーションも購入しました。一方で、不正疑惑が報じられたフーニュアン・ジュエリーを売却しました。

＜市場見通しと今後の運用方針＞

世界の株式市場は、トランプ大統領が中間選挙に向けて強硬的な対外政策を続ける可能性があり、地政学リスクが依然残っていることや、一部に割高感がみられることから、上値の重い展開が見込まれます。ただし、米国の企業業績は堅調な推移が今後も続くともみられ、徐々にレンジを切り上げる展開を予想します。

ベトナム経済に関しては、他国同様に原油価格の高止まりや米ドル高はリスク要因ですが、中期的には海外直接投資や政府による投資などにより、国内景気は底堅く推移するとみています。銘柄選択では、流動性に留意しつつ、業績の安定性や成長性を重視する方針です。

※ 作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等をお約束するものではありません。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

■ 設定・運用



三井住友DSアセットマネジメント

Be Active.

S M A Mベトナム株式ファンド

追加型投信／海外／株式

作成基準日：2026年07月31日

ファンドの特色

1. 主としてベトナムの取引所に上場している株式、および世界各国・地域の取引所に上場しているベトナム企業の株式等に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - 事業展開や収益構造等から実質的にベトナム企業と考えられる他の国籍企業の株式にも投資することがあります。
 - ベトナムの取引所に上場している株式への投資は、当該株式の値動きに連動する有価証券を通じて行うこともあります。
 - 実際の運用は、ベトナム株マザーファンドを通じて行います。
2. 銘柄選定にあたっては、成長性、財務健全性および流動性等に配慮し、厳選投資します。
 - 銘柄選定にあたっては、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドからの投資助言を活用します。
3. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- ※ 流動性等を勘案し、現金等の保有比率を高める場合があります。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- ※ 当ファンドは特化型運用を行います。

当ファンドの投資対象であるベトナム株式市場には、全体の時価総額に対する構成割合が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。このため、当ファンドにおいても一般社団法人資産運用業協会規則に定める純資産総額に対する比率（10%）を超える銘柄が存在することとなる可能性があります。当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。

- ※ 特化型運用とは

一般社団法人資産運用業協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率（10%）を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことをいいます。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

【株価の下落は、基準価額の下落要因です】

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 債券市場リスク

【債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です】

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。



S M A Mベトナム株式ファンド

追加型投信／海外／株式

作成基準日：2026年07月31日

投資リスク

■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 投資銘柄集中リスク

【特定の銘柄の株式への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因です】

ファンドは、投資環境によっては、同一銘柄の株式の組入比率が高くなる可能性があります。当該同一銘柄の株式の価額が下落する場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

■ 為替変動リスク

【円高は基準価額の下落要因です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク

【投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です】

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

【分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。



S M A Mベトナム株式ファンド

追加型投信／海外／株式

作成基準日：2026年07月31日

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2018年6月1日設定）

決算日

毎年7月12日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
- 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下に当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ベトナムの取引所の休業日

SMA Mベトナム株式ファンド

追加型投信／海外／株式

作成基準日：2026年07月31日

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.30%（税抜き3.00%）を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.958%（税抜き1.78%）の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※ 上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター：0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三井住友信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

■ 設定・運用



S M A Mベトナム株式ファンド

追加型投信／海外／株式

作成基準日：2026年07月31日

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本S T O協会	備考
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○	○	

ベンチマークまたは参考指数に関する注意事項

- ベトナムVNインデックスは、ホーチミン証券取引所が公表する指数であり、その指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はホーチミン証券取引所に帰属します。また、当ファンドを同取引所が保証するものではありません。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

■ 設定・運用



三井住友DSアセットマネジメント

Be Active.